

回答書

件名：米原市本庁舎立体駐車場等管理運営業務プロポーザル

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	仕様書 3 使用条件等 (8)光熱水費等の負担	光熱水費（電気使用料）は事業者負担とするとあるが、負担する光熱水費は駐車場管理機器に加え、立体駐車場の照明に係る電気代・充電器の電気代も含まれる認識だが、相違ないでしょうか。 また、上記の場合、立体駐車場の照明に係る電気代・充電器の電気代を直近3年分・月毎にお教えください。	駐車場管理機器および立体駐車場の照明に係る電気使用料を負担いただきます。なお、電気自動車充電スタンドは公用車の充電を行っていることから対象外とします。 駐車場管理機器および立体駐車場に設置した照明の消費電力から、電気使用料は年間約21万円となる見込みです。
2	仕様書 3 使用条件等 (10)設備工事等ア	事業者は現在の駐車場管理機器を改良または新設することが可能とあるが、新設した場合、使用許可終了後は、駐車場管理機器も原状回復する必要がありますか。	お見込みのとおりです。